

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵、)
 文部、厚生、および農林各大臣

農薬の危害、特に残留毒性に関する研究の強化
 を図ることについて（勧告）

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近時、農薬使用の急激な増加、新薬剤の多面的な開発等に伴い、国民の保健上危惧すべき多くの問題が生じている。特に、農薬の残留毒性は緊急に対策の確立が迫られている問題であり、政府によってもこれに対し種々の施策が講じられているが、なお十分ではなく、これらの強化促進が望まれる。それと関連して、特に緊急に手配すべき次の諸問題について政府は速やかに適切な措置をとられるよう要望する。

1. 現在使用されている農薬の残留毒性について安全対策を講ずるには残留許容量と安全使用基準の設定が他に優先して必要である。これらの設定を促進し万全を期するためには、近年政府が進めてきた農薬残留の調査研究を一層促進し、かつ範囲を拡大するとともに、その基盤となる分析方法の確立ならびに慢性毒性検定の体制を強化することが強く望まれる。よって、政府は残留許容量・安全使用基準の設定の推進に必要な調査研究の体制の強化促進をすみやかに図られたい。

なお、開発段階における農薬の慢性毒性の検定は実施上多くの問題を含んでおり、その速やかな実施を図るためには、公正で中立的な慢性毒性検定の機関の設立が必要である。政府はかかる機関の設立を考慮または援助されるよう要望する。

2. 上記の措置と並行して、農薬残留・毒性の基礎的研究を推進するとともに、研究者の養成をはかる必要がある。そのため若干の大学に農薬および毒性に関する講座を設けるか、既設講座の定員を拡充すること、また適当な大学に農薬残留・毒性に関する付属研究施設を設置することが必要と考えられる。

さらに、農薬による環境汚染、野生生物への影響など衛生ならびに自然保護上緊急に研究に着手を要する課題について、大学および諸研究機関において、関連分野の多くの研究者による共同研究を進めることが強く望まれる。

政府はこれらの点についても十分に配慮されたい。

〔説明〕

- (1) 農薬の残留許容量・安全使用基準の設定のための調査研究体制の強化促進。

農薬は戦後のわが国の農薬生産の向上および安定に大きな貢献をし、現代農薬にとって不可欠の資材の一つとなった。しかし、その種類および使用量の増大に伴って、農薬による事故、食品残留

毒性の危惧、環境汚染、野生々物への悪影響など種々の問題が注目されるに至った。特に日常食品中の残留毒性は国民の保健衛生上重大な問題であり、これを科学的に究明し、すみやかにその対策の確立を図ることが強く要望されているのである。

残留毒性の対策としては、人間が食品中のある農薬を毎日摂取したとしても何ら障害が認められない農薬の量を動物実験等によってきめ、摂食量等の要因をも考慮して衛生上安全な残留許容量を農産物別に設定し、これを超える農産物の流通を阻止するか、農薬の適正な使用法の確立とその遵守の指導を通じて過剰の残留を防止するか、または食用農産物への使用を禁止するかの方針がとられている。

農産物に残留する農薬の量を最小限に止めることを目的とした農薬残留の規制を初めて行なったのはアメリカで、昭和29年のことであるが、その後ソ連、スイス、オランダ、イギリスなど多くの国が多く種の農薬について残留を規制するようになり、残留が検出される市販農産物を取締るか、農薬の施用時期を規制して、残留から国民の健康を保護する措置がとられている。西ドイツも最近約80種の農薬の残留許容量と安全使用基準を規定している。

わが国では、厚生省が残留許容量設定の準備として昭和39年以来、主要既存農薬について市場および生産地の10数種生鮮農産物中の農薬残留の実態を調査中であり、45年に終る計画がたてられている。また昭和40年から数種の農薬について慢性毒性の試験が着手されている。農林省においては安全な使用法を確立するため、昭和42年から4カ年計画で約60種の農薬および10数種の農産物について、農薬の施用時期、濃度、回数、栽培方法などと農産物中の農薬残留との関係の調査を始め、その一端が明らかにされた。これらの調査研究の結果、昭和43年3月に5品目の農薬、4種の作物について残留許容量が厚生省によって公示され、同時にこれに対応する安全使用基準が農林省によって発表されるに至ったことは喜ぶべきであるが、なお多くの種類の現在使用中の農薬について未解明のまま残されている現状は、立ちおくれていると云わざるを得ない。

また現在は生鮮農産物中の残留が主な対象になっているが、畜産・水産物中の残留の実態、加工および調理食品中の残留の実態とその危険性についても今後すみやかに明らかにする必要がある。このような事態に鑑み、近年進められてきた上記の農薬残留の調査研究を一層促進し、かつ対象の範囲を拡大し、もって主要農薬および主要食品について慎重にかつ早急に残留許容量を制定し、作物に対する農薬の安全使用基準を設定することが望まれる。そのためには二つの面で調査研究の体制、特に国立研究ならびに検査機関の関係部門の強化を促進する必要があると考えられる。

第1は農薬の農産物等における残留の面である。農産物、畜産物、水産物等における農薬の残留に関する調査研究を推進するために、十分な予算措置を講ずるとともに、調査研究の基盤となる残留微量分析法の確立と分析の進捗をはかるため、関係する研究、検査機関における測定機器の整備、人員、予算の強化をはかる必要がある。

第2は慢性毒性の面である。残留許容量設定の基となるものは、動物実験による長期慢性毒性試験にもとづく安全限界量である。F. A. O. WHOの農薬残留委員会が安全限界量のきめられた10数種の農薬は、その数値をわが国の残留許容量算出の基礎に用いることができるが、安全限界量が未定のもの、特に日本で開発された農薬は慢性毒性の試験を必要とする。この試験は著しく立遅れているが、それは毒性研究部門における設備、予算、人員の不十分なことに由来すると考えられるので、これらの強化を急がなければならない。

製造業者に義務づけられている。そのうち、残留および急性毒性については業者自身で検定を行なうことが可能と考えられるが、慢性毒性とくに長期の試験は個々の業者のみで早急にこれを実施することは難しいのが現状である。また現在の国立の研究検査機関で、企業体の開発段階の農薬の試験を引受けることには問題がある。

アメリカにおいては一般の農薬製造業者は残留および急性毒性試験は自社内で行なうが、慢性毒性試験は外部に委託するのが普通である。アメリカには毒性試験の研究を有料で受託する研究所が多数あり、一流のものは毒性、薬理、病理、環境衛生、化学分析などの部門を含み、よく整備された研究施設、機器と十分な専門家をそなえ、その試験成績は権威あるものとされている。

わが国で新規に開発された農薬について毒性を厳密に検討する方針を堅持するためには、十分な施設と専門家を整えた中立的な毒性検定機関、たとえば臨床検査部、病理部、動物管理部および事務室で構成される一を設立し、慢性毒性の試験を有料で受託し権威ある試験成績を提供するように図ることが適当であり、かつ早急に必要であると考えられる。なおイヌなど検定用実験動物の供給が不円滑な実情に鑑み、この機関が良系の検定用実験動物を供給するなどの業務を行なうことも適当と考えられる。このような慢性毒性検定機関のすみやかな設立について、政府が考慮または援助されるよう要望する。

(3) 農薬残留毒性に関する基礎的研究の促進、研究者の養成および共同研究の推進。

農薬の危害、特に残留毒性に関しては、行政に関連する当面の課題に捕われることなく、その実態の究明、農薬の残留、分解、代謝に関する化学、および毒性機構など基礎的研究を進める必要があり、その場として大学の果たすべき役割は大きい。かつ、この分野の研究者の数が現在少ないことは、種々の調査、試験、研究を実施する場合の隘路ともなっている。よって、この分野の研究の推進と研究者の養成をはかるため、若干の適当な大学に農薬学および毒性学(医)等に関する講座を設けるか、または既設講座の定員の増加を図ることが望ましい。

また農薬の残留および慢性毒性の問題は、農薬の生物体外での分解、植物体への吸収、体内での移行、代謝、分解または畜積、動物体内での代謝、移行、毒性、他の農薬との相乗作用、動物および人体における蓄積、排泄など種々の研究問題を含むが、これらを科学的に究明することによって農薬残留対策が自信をもって樹てられ、また正しい認識を得ることによって過度の危惧感を解消もできるであろう。外国に比べ、日本は研究の遅れが目立つのであるが、生物学、化学、農学、獣医学、医学、薬学に深い関連をもつこの領域の研究は、種々の分野の研究者の密接な連絡協力の下に研究を遂行するのでなければ進展を期しがたい。よって農薬残留、毒性に関する問題の基礎的研究を推進するためには、適当な大学に、たとえば生物、化学、医学または薬学に属する分野を含む部門から成る附属研究施設を設けることが必要と考えられる。

さらに、農薬危害とくに農薬残留に関連しては、農薬による環境汚染、野生生物の汚染、施用された農薬の自然界における循環有用動物への影響など、衛生、産業、自然保護の立場からみて解明を要する問題が少なくない。これらの事項について欧米ではかなりの規模で調査研究されている国があるのに対し、日本ではまだ断片的な調査研究にとどまっているが、OECDの研究協力委員会から各国での研究を要望されている課題でもある。わが国でも早急に研究に着手すべきものと考えられる。これらの課題については、大学関係ならびに諸研究機関において、関連分野の多くの研究者による共同

研究を推進することが強く望まれる。

- (4) 農薬残留に対する広義の対策としては、たとえば農薬を作物に対しなるべく少量用いて病虫害を防除する方法など、上にあげなかった範疇にわたる研究の推進が必要なことはいうまでもないが上記は農薬の残留、慢性毒性に直接関連する事項にしぼって述べたものである。これらの課題の解決により得られる成果が行政へ反映し、農薬残留、毒性問題について適切な施策と指導とがとられることを期待する。

参考資料

農薬研究特別委員会

1. 第4期における「農薬研究の重要性について」の勧告(202)

庶発第367号昭和34年5月28日

科学技術庁長官 高崎 達之助 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

わが国における農薬研究の重要性について(勧告)

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

政府はわが国における農薬研究の重要性に鑑み、早急にこれを推進すべき体制を整え、遺憾なきを期せられたい。

なお、研究体制の整備に関連し、農薬研究所等を設立されることが望ましいと考えられるが、その内容規模等について、別添の如き案など参考にされるならば幸である。

理 由

わが国における農薬の生産量は、年間10数万トン、金額にして約200億円に達し、今や肥料、農機具とならぶ重要な農業資材とされている。

とくに注目されるのは、DDT、BHC、パラチオン、水銀製剤2.4-D等のいわゆる新農薬が稲作病虫害防除ならびに除草に果たした役割で、その成果は防除に伴う直接的増収効果のみならず、さらに早期栽培や早植栽培を容易にし、秋落防止や台風の被害回避の道を開く等稲作栽培技術の飛躍的發展に寄与して史上空前の連続豊作をもたらす支柱となったことは、衆目のみとめるところである。

現在、主穀の栽培にわが国のように多種大量の農薬を消費する現象は世界各国にその例を見ないところであり、欧米諸国はわが国のこの特異性に着目し、わが国の稲作病虫害を対象として新農薬創製に重大な関心を寄せている。一方強力な農薬の普及に伴う栽培様式の変化は、従来重要視されていなかった紋枯病等の発生を増大し、これらに対する特效薬が要求され、一層農薬創製に関する関心を高めている。

近年、政府は、農家経済の安定、向上を目指して、畑作振興政策を推進しているが、その重要な一環として、土壌病虫害の防除を採り上げている。すなわち、畑作物の連作や増収を阻む土壌線虫の薬剤防除を指導し、土地の高度利用と農家の発意による自由な適地適作を可能ならしめようとするものである。これに要するD-D、EDB等の土壌消毒剤は、現在10アール当りの薬価約5,000円、計画通りの普及をみた既には年間100億円の薬剤消費をみるものと予想される。この薬価引下げは

畑作病害虫防除事業の当面する重要課題であり、安価にして有効な新土壌農薬の創製は単にわが国のみならず、世界的な課題として盛んに研究が進められている。

また、農薬の進歩は米、麦のみならず、果樹、惣菜、花卉、林木等のあらゆる作物の保護に利用されるとともに、作物の体内に浸透移行して、これに耐虫性、耐病性を付与する新しい作用機構をもついわゆる浸透性農薬の発見、さらに2,4-Dやジベレリン等の植物生長調整剤を利用する除草や作物の急速な生育、落果防止等その発展は止まるところを知らない状態である。しかも近年大問題とされている植物ウイルス病の治療に一部の新抗生物質が有望視され、その薬剤防除の可能性が認められる等新農薬にかけられる期待は誠に大きい。

農薬は日進月歩しているが、他面ニカメイチューの特効薬とされるパラチオンの人畜に対する毒性、多数の害虫に卓効を示すエンドリンの魚類等に対する毒性、強力な殺鼠剤モノフルオル酢酸ナトリウムの人畜に対する毒性等は誠に恐るべきものがあり、農薬自体の毒性はもとより、散布後の残渣の問題は国民の保健、衛生上ゆるがせにできないものがあり、また、有用動物の利用ならびに動物保護の立場から深甚な考慮を要するもので、広く重大な関心が持たれている。したがってこれに対する直接的対策に関する研究はもとより、さらに進んで人畜に低毒性であり、病害虫に効力の大きい選択性新農薬の研究が緊急事として要望されている。また、稲熱病の防除に大量に使用される水銀製剤については、原料資源的にわが国としては問題点が多く、これに代るべき資源的有利な新農薬の出現はひとしく渴望されているところである。

このような状態のもとにあつて、わが国の新農薬の創製に関する研究体制は、設備、陣容ともに欧米のそれに比肩すべくもなく、十年一日のごとく、いたずらに外国の成果の導入に汲々たる有様である。すなわち、農薬の輸入と外国特許料等に支払われる外貨は、年々15億円に達し、このまゝ推移すれば農薬価格の引下げはおろか、不当な競争による企業の崩壊すら懸念されている。新農薬の研究には広範な専門分野の連繫を必要とするものであるから、中小企業を中心とするわが国農薬企業の零細性によっては、研究体制不備の現状も誠に止むを得ないと考えられる。しかしながら農薬の現状、その及ぼす影響はそのまま放置すべきではないと考えられ、速かにこれに対応する研究体制の強化が要望されている。ことに稲作病害虫は、わが国独自の問題ともいえるのであるから、その防除に要する農薬は一日も早く欧米依存の現状から脱却し、純国産の新農薬でまかない、薬価の引下げによって農家経済の安定を計るべきことは、科学技術の進んだわが国の現状からみて当然であり、またその可能性も高いと信ずる。

以上の見地から、新農薬創製を目途として有機化学、物理化学、生化学、昆虫学、植物病理学、微生物学、生物学、医学、薬学等の専門分野を一組織の内に包含し、相互の緊密な連絡を有する有機的研究体制を早急に確立し、わが国植物防疫の進歩発展と農薬企業の発達に寄与することを急務と考える。

(別 添)

研究所の内容・規模(案)

研究所については、下記の如き内容、規模をもつものであることが望ましい。

1. 化学部においては、農薬用新化学物質の合成、微生物代謝生産物の発見利用ならびに特殊化学療法剤に関する研究を行う。

(1) 第1課(5研究室)

細菌病,糸状菌病,ウイルス病等に対する殺菌剤系統化合物の合成。

(2) 第2課(5研究室)

昆虫,ダニ,線虫等に対する殺虫剤系統化合物の合成。

(3) 第3課(5研究室)

除草剤,殺鼠剤,植物生長調整剤系統化合物の合成。

(4) 第4課(5研究室)

農薬用新抗生物質生産菌の選別,培養ならびに物質の抽出・精製。

なお,各課においてそれぞれの対象に応じて特殊化学療法剤の研究を併せ行う。

2. 毒性研究部においては,新農薬の畜に對する急性ならびに慢性毒性,食品中の残留量とその限度,農薬中毒の治療法に関する研究を行う。

(1) 第1課(3研究室)

新農薬の動物に對する毒性の薬理学的,生化学的,病理学的研究。

(2) 第2課(3研究室)

食品中の残留微量に関する化学的ならびに生物学的定量,動物に對する農薬の慢性毒性の研究。

(3) 第3課(2研究室)

農薬中毒の予防,解毒,治療法に関する基礎的研究。

3. 薬効検定部においては,新薬のスクリーニング(選別試験)に関する,室内,温室,ポットおよび小規模圃場試験を行う。

(1) 第1課(3研究室) 殺菌効果に関する試験

(2) 第2課(3研究室) 殺虫効果に関する試験

(3) 第3課(3研究室)

除草効果,殺鼠効果,植物生長調整効果,薬害に関する試験。

4. 薬理分析部においては,農薬の作用機構に関する薬理学的研究ならびに新農薬の化学分析,微量定量 Bioassay に関する研究を行う。

(1) 第1課(2研究室)

植物病原菌,ウイルスおよび植物に對する作用機構に関する研究。

(2) 第2課(3研究室)

昆虫,ダニ,線虫および鼠に對する作用機構ならびに魚類に對する毒性に對しての研究。

(3) 第3課(2研究室)

新物質の化学分析および微量定量に関する研究。

(4) 第4課(2研究室)

分光分析等の機器分析および生物を利用する微量物質の assay に関する研究。

5. 製剤部においては,新農薬の試験および応用に必要な物理化学性状と formulation に関する研究を行う。

(1) 第1課(3研究室)

液剤,粉剤,浸透性農薬,燻蒸剤,煙霧剤に関する製剤学的研究。

(2) 第2課(2研究室)

製剤に関する物理的研究。

2. わが国の農薬生産額の推移

年次	昭25年	30	35	40	42
粉 剤 (ton)	7,264	77,000	185,423	243,874	335,607
粉 剤 (ton)			1,955	94,851	94,039
乳 液 剤 (kl)	874	3,597	7,503	15,832	22,001
水 和 剤 (ton)	4,990	11,268	18,233	27,677	30,166
そ の 他 (ton)	14,105	19,261	30,454	46,931	66,279
計	27,233	111,216	243,568	429,165	548,092
金 額 (百万円)	2,096	12,772	24,740	50,229	67,127

3. 登録農薬の成分別種類数

殺虫剤	殺菌剤	除草剤	殺鼠剤	植物成長調節剤	計
95	104	50	11	16	276

4. 野菜, 果実における5種農薬の残留許容量の比較表 (ppm)

	日 本	米 国	オースト ラ リ ヤ	オランダ	スエー デ ン	ドイツ	ニュージ ラ ン ド
パラチオン	0.3	1	0.15	0.5		0.75	1
D D T	0.5	7	7	1	1	1	5
r-BHC (りんごのみ1.0)	0.5	5	5	2	1	2	5
ヒ素 (AS ₂ O ₃ として)	1.0 (りんごのみ3.5)	3.5		1			1
鉛	1.0 (りんごのみ5)	7					

5. 農薬残留に関する安全使用基準の一例

農 薬 名	作 物	品種または 栽 培 方 法	使 用 基 準	
			収穫前使用禁止期間	使用回数 の制限
BHCを 含有する 製剤	りんご		7 日	5 回 以 内
	ぶどう		7 日	5 回 以 内
	きゅうり	露 地	3 日	
		施 設	7 日	
	トマト	露 地	7 日	
		施 設	21 日	

6. 厚生省の農薬残留調査年次計画

	41年	42年	43年	44年	45年
砒素剤	○	○			
鉛剤	○	○			
水銀剤	○	○			
BHC	○	○	○	○	
DDT	○	○	○	○	
アルドリッ	○	○	○	○	
エンドリッ	○	○	○	○	
デイルドリッ	○	○			
パラチオン	○	○	○	○	
EPN	○	○	○	○	
ブラスチン		○			
キタジッ		○			
有機砒素		○		○	○
ブラストサイジッ		○			
カスガマイシッ		○			
マラソッ	○	○	○		○
スミチオン			○		○
ヘプタクロール			○		○
ジネブ			○		
マンネブ			○		
ファバム			○		
ジラム			○		
PAIP			○		
ダイアジノッ			○		
ジメトエート			○		
メチルパラチオン		○	○	○	
MPPT			○		
キヤブタン			○		
無機硫黄			○		
チウラム			○		
MH			○		
硫酸亜鉛				○	
PCPバリウム				○	
CPCBS				○	
クロールベンジレート				○	

	41年	42年	43年	44年	45年
臭 化 メ チ ル				○	
N A C				○	
有 機 す ず				○	○
D E P				○	
メ カ ル バ ム				○	
D D V P				○	
ラ ロ ド リ ン				○	
D N				○	
メ チ ル ジ メ ト ン				○	○
T E P P					
2. 4 - D					○
ジ ベ レ リ ン					○
P S P					○
E C P					○
ト リ ア ジ ン					○
チ ア ジ ア ジ ン					○
C M P					○
P M P					○
ク ロ - ル ビ ク リ ン					○
E D B					○
P C N B					○
モノフルオル酢酸 アミド					○
ス ト マ イ					○
調査農産物品目数	10	11	20	20	14

7. 農林省の農薬残留調査年次計画

()内は対象作物数

	昭42年	43年	44年	45年
砒 素	○(3)	○(3)		○
鉛	○(3)	○(3)		○
銅	○(2)	○(4)		
亜 鉛	○(2)	○(2)		
有 機 砒 素	○(3)	○(2)		
D D T	○(3)	○(2)	○	○
B H C	○(5)	○(1)	○	○

	昭42年	43年	44年	45年
デイルドリン	○ (2)	○ (1)		
I B P	○ (1)	○ (1)		
バラチオン	○ (4)			
E P N	○ (1)	○ (5)	○	○
ブラストサイジン	○ (1)	○ (1)		
P C B A		○ (1)		
アルドリン		○ (4)	○	
エンドリン		○ (2)		
スミチオン		○ (3)	○	
ダイアジノン		○ (1)	○	○
マラゾン		○ (4)	○	○
N A C		○ (1)	○	○
PCPバリウム			○	
P C M N			○	
キヤブタン			○	
トリアジン			○	
ジクロン			○	
ヘブタクロール			○	○
E D D T			○	
M P P			○	
エチルチオメトン			○	○
モノフルオル酢酸アミド			○	
ケルセ			○	
クロールベンジレート			○	○
D P C			○	
C P M C			○	
M P M C			○	
P H C			○	
ジネブ			○	
カスガマイシン			○	
有機ニツケル				○
C P A				○
P C N B				○
ダイホルタン				○
E S B T				○
E C P				○

	昭42年	43年	44年	45年
ジメトエート				○
T A P				○
D E P				○
D D V P				○
P A P				○
メカルバム				○
ホサロン				○
ビニフエート				○
C M P				○
C P C B S				○
ジフェニルスルホン				○
クロルエナミジン				○
ジ ラ ム				○
D B C P				○
E D B				○
ストマイ				○
ポリオキシ				○

8. 農薬残留，毒性の調査研究に関する国立研究・検査機関

現在，研究検査を行なっている機関は次のとおりである。

農林省 農業技術研究所病理昆虫部農薬科農薬残留研究室
 農薬検査所農薬残留検査室
 淡水区水産研究所（水質研究室）

厚生省 国立衛生試験所食品部第一室，同毒性部（第一，第二室），同大阪支所（食品部）

今後は，上記のほかには農業試験場，園芸試験場，林業試験場，蚕糸試験場，畜産試験場，家畜衛生試験場，海区水産研究所等においても，研究課題としてとりあげられる必要があると考えられる。

9. 毒性検定機関の組織についての試案

(1) 組織

農薬等の毒性に関する試験を受託してこれを行う機関とする。国立，特殊法人，法人のいずれにするかは，なお検討の余地があるが，中立的な性格をもたすことが必要である。事業の規模として，年間に長期（2年）慢性毒性試験20件，亜急性毒性試験20件，急性毒性試験50～100件を受託し，それぞれマウスおよびラットの2種動物について行うとするならば，次のような構成が考えられる。

所長および総務室（庶務係，業務係）

所長1名，職員15名

臨床検査部（第一，二，三室）

研究員13名，研究補助員9名

病理部（第一，二，三室）

研究員13名，研究補助員9名

動物管理部(第一,二室)

研究員7名,動物管理員16名

合計人員

83名

(2) 施設

管理棟:事務室,会議室,図書資料室等12室を含み,面積660m²(200坪)

研究棟:研究室,器械室,標本室,解剖室,検収室,動物室,飼料室等59室を含み,面積2227.5m²(675坪)

機械棟:電気室,空調機械室,排気機械室等を含み,面積165m²(50坪)

その他:屍体,汚物焼却炉,廊下,階段等 709.5m²(215坪)

総計 3,762m²(1,140坪)

(3) 経費概算

建築費 262,200,000円 3,762m²(1,140坪)

設備費 178,505,000

人件費 83,340,000 83名

消耗器材費 40,660,000 動物36,000匹 飼料165トン

初度調弁費 8,300,000 83名

総計 578,005,000円

10. 国立大学における農業に関する講座,付属研究施設

国立大学で農業に関する講座の置かれている大学

北海道,東北,東京,東京教育大,東京農工大,名古屋,三重,京都,神戸,愛媛,九州
農業に関連する付属研究施設

京都大学農学部農業研究施設(2)

名古屋大学農学部生化学制御研究施設

7-60

庶発第1457号昭和43年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先:科学技術庁長官,大蔵,文部,)

厚生,および農林各大臣

「高等生物センター(仮称)の設立と個別系統保存
施設の拡充強化について」ならびに「実験動物セン
ター(仮称)の設立について」(勧告)

標記のことについて,本会議第51回総会の議に基づき,下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は,さきに,わが国の科学研究計画の全般にわたる勧告としてその「第1次5ヶ年計画」を提示したが,同計画に含まれている「生物科学第1次5ヶ年計画案」中において,科学研究の基礎的素材の重要性に鑑み,「微生物株」「高等生物シー(遺伝子)」および「実験動物の原種」の保存とその利用のための諸センターが設置さるべきことを指摘した。さらに第46回総会において